

前橋都市計画道路の変更について説明会を開催します (前橋都市計画道路3・4・103号宮川東通線ほか1路線)

前橋市都市計画課

1 概要

本市では、人口減少社会の到来などの社会情勢の変化を踏まえ、未整備の都市計画道路について必要性の検証を行いました。その結果、都市計画決定時と比較して必要性が低下し、廃止した場合においても将来の道路ネットワークに支障が生じないと判断した路線について、都市計画道路見直し計画案を策定し、順次廃止を行っています。

今回、前橋都市計画道路3・4・104号木瀬城南通線の事業化に伴い、これに接続する3・4・103号宮川東通線について、当該見直し計画案の結果を踏まえ全線の廃止を行います。また、これにあわせて3・4・104号木瀬城南通線の一部幅員の変更を行うこととします。なお、都市計画道路の「廃止」とは計画を廃止するものですので、現在使われている道路がなくなるわけではありません。

※都市計画道路が廃止になると…

都市計画道路が決定されている区域内に建築をする場合、都市計画法第53条第1項に基づく許可申請が必要です。許可になる建物は、階数が2階以下(前橋市では緩和措置を行い、3階まで可能)で地階がないこと、木造や鉄骨造その他これに類する構造に限られます。都市計画道路が廃止になると、こちらの制限が解除されます。

2 変更する都市計画道路

(1)3・4・103号宮川東通線の廃止

(2)3・4・104号木瀬城南通線の変更

詳細は、裏面位置図をご参照ください。なお3・4・103号宮川東通線の廃止に伴い、交差する3・4・103号木瀬城南通線の交差点部の形状(区域)を変更します。

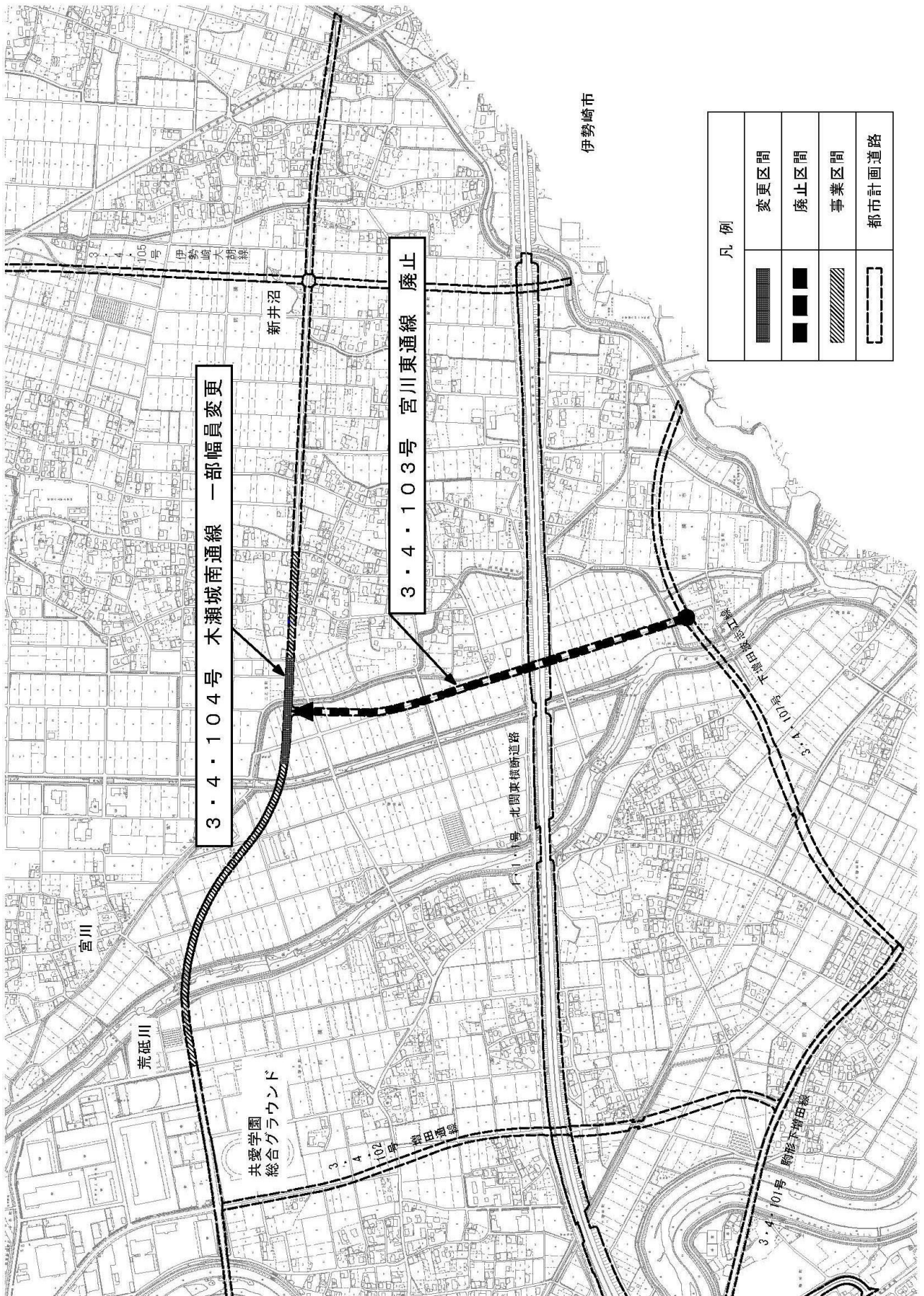
3 説明会日程

開催日時	開催場所
令和8年7月21日(火)14時～20時	城南公民館 2階 視聴覚室 前橋市二之宮町1320番地1
令和8年7月22日(水)14時～20時	

開催時間に集合いただく説明会の形式ではなく、お越しくくださった方から順次説明を行います。どちらの日程も説明内容は同じですので、上記の開催時間内でご都合のよろしい時にお越しくください。

※説明会の日程が変更になる場合は、本市ホームページ、開催場所、市都市計画課に掲示します。

裏面に位置図あり



伊勢崎市

凡例	
	変更区間
	廃止区間
	事業区間
	都市計画道路

3・4・104号 木瀬城南通線 一部幅員変更

3・4・103号 宮川東通線 廃止

3・4・107号 新江崎通線

3・4・101号 駒形下通線

【問い合わせ先】
 前橋市役所 都市計画課
 都市施設係(担当 片貝、横山)
 電話(直通)027-898-6944